

令和7年8月26日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

読谷村議会議員
與那覇沙姫 印

一般質問通告書

第547回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質問要旨

答弁を求める者

- 近年の物価高騰や非正規雇用・社会保障負担の増加、そして低年金の高齢者など、生活基盤が脆弱な世帯が増えていると実感しています。食料品・光熱費・日用品など、最低限の生活に欠かせない支出は削ることができないものであり、安定した生活を守るための支援体制整備は喫緊の課題です。
憲法第が保障する憲法第25条「健康で文化的な最低限度の生活」、第14条の「法の下での平等」、憲法第13条「個人の尊重と公共の福祉」の下、村としても実効性のある施策の検討を求めます。
- (1) 令和7年10月に住宅セーフティネット法の改正が行われ、新たな制度導入となります。令和7年の3月議会から本村でも制度導入を行ってほしいと要望しているところですが、村の見解として、賃貸住宅の空き家がないことや、ニーズ確認と財政負担の検討をしていく必要があると答えています。
これまで、政策を実行するためにも、調査研究は必須であることを訴え、村民の生活実態調査などを要望してきましたが「国や県が行っている調査がある」との回答でした。その通り、国と県が行ってきたセーフティネット住宅に関わるような住まいのニーズ調査を見れば、本村にも十分必要な事業であり、いざという時に困っている人を救える制度になります。また、本村は超高齢化社会を迎え、沖縄は高齢者の低年金や無年金も課題となっています。一人当たりの村民所得も低い中で、子育て世代もこれからの生活に不安を抱えている人も増えていることから早急に、財政負担の検討を行い、制度の活用を求めます。村の見解を伺います。

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>(2) 粗大ゴミの手数料免除申請について、過去 10 年の申請件数を求めたところ、火災その他の災害により著しく被害を受けた場合の免除申請は平成 30 年から令和 6 年度の間は年間平均 2 件の申請。ボランティアで清掃活動をする場合の手数料免除については平成 29 年に 1 件。その他村長が特別の理由があると認める場合については実績がない状況でした。</p> <p>その他村長が特別の理由があると認める場合の実績がない理由の説明と、生活保護受給世帯・児童扶養手当・特別児童扶養手当・年金受給世帯の項目を増やす検討を令和 7 年 3 月議会から求めています。今こそ生活状況苦しい世帯を支援することができる制度づくりの強化を要望します。</p> <p>(3) 沖縄県統計課の発表によると、2022 年の村民平均所得は約 209 万円、県平均は約 225 万円です。本村の正規職員および嘱託職員の平均所得を伺います。</p>	
<p>2 保育士不足の改善で保育ニーズ・保育の質の向上「社会で子育てをする」読谷村の構築を求める</p> <p>(1) 認可外保育施設における多子軽減制度について、令和 6 年度中の実施を目指していたものの、人員不足などを理由に令和 7 年度に先送りとなった経緯があります。その後の進捗状況を伺います。</p> <p>(2) 短時間保育の選択制と標準時間認定について、昨年 12 月の第 540 回定例会で以下の 2 点について調査・検討を進めるとの答弁がありましたが、その後の具体的な状況を伺います。</p> <p>ア 短時間保育の保育時間の選択制に関する、認可保育園等や園長会との意見交換・調査研究の進捗。</p> <p>イ 短時間保育で日常的な送迎が困難な場合、標準時間の認定が可能となる施行規則第 4 条第 2 項の活用に関する調査・検討の進捗。</p> <p>(3) 障がい児保育への対応と予算措置について現在、本村では保育士 1 人あたり月 20 万円の補助にとどまり、複数の障がい児を受け入れる保育現場では運営が厳しい状況になってしまいました。保育士確保と財政面で、障がい児の入所を躊躇することにつながらない対策が必要です。</p> <p>国は 2018 年に、障がい児保育に対応する職員の加配に係る地方交付税措置を、400 億円から 880 億円に増額し、児童 1 人あたり 150.9 万円が措置されています。これは障がい児の発達や障害に合わせて適切な保育をするための支援施策の一つであります。</p> <p>こうした財源を活用した障がい児保育実施要綱の見直しを求めています。その進捗と今後の方向性について伺います。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>(4) 保育士不足を解決するために令和5年～6年フルタイム職員に月額5,000円、パートタイム職員に月額3,000円。令和7年からフルタイム職員に月額10,000円、パートタイム職員に月額5,000円を支給する処遇改善支援金を開始して3年目となります。</p> <p>行政は「離職防止に一定の効果がある」としてはいますが、離職者数や採用状況などの具体的データは把握されていません。保育士確保と定着は、保育の質向上と保育ニーズの対応、待機児童解決に直結することから、事業の検証と改善が不可欠です。以下について伺います。</p> <p>ア 離職者数や採用後の定着率など、成果を測定するためのデータ収集を行う考えはあるのか。</p> <p>イ 月額10,000円・5,000円の支給額が、現状の人材確保と保育士のニーズに見合っているか。</p> <p>ウ 支援金の支給に加え、園長会や保育士からの意見を踏まえた「研修・スキルアップ」「アンケート調査」「働きやすい環境づくり」など、働き続けやすい環境づくりをどのように進めていくのか。</p>	
<p>3 災害避難時の行政の対応について</p> <p>(1) 7月30日午前8時25分ごろカムチャツカ半島付近で発生した巨大地震で、午前9時40分、沖縄本島地方、宮古島・八重山地方、大東島地方に津波注意報が発表されました。予想される津波の到達時間と高さは、大東島地方で午後0時半、沖縄本島地方で午後1時、宮古島・八重山地方で午後1時半となっており、いずれも1メートルの高さとなっています。このような状況の中、本村で住民への対応・支援は具体的にどのような対応を行ったのでしょうか。また、本村の注意報が解除された時間を伺います。</p> <p>(2) 7月に国が防災基本計画を修正し、市町村は災害時の代替水源として井戸の整備に努めることが明記されました。また、令和7年3月内閣官房水循環政策本部事務局国土交通省水管理・国土保全局水資源部による災害時地下水利用ガイドラインの災害用井戸施策実態調査では、災害時に代替水源として地下水を利用するためには、平常時から地下水位を観測し、地下水の実態を把握する地下水マネジメントの取り組みが必要と明記されています。本村はどのように取り組むのか見解を伺います。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>4 1994年に子どもの権利条約を批准した日本は、30年後の2024年に国内法である「こども基本法」が定められました。この法律には「子どもの意見」を聴きとることを保障していますが、村の子どもへの向き合い方を問います。</p> <p>(1) 公立学校・私立学校・フリースクール・青少年センター・学童・子ども食堂・わんぱく広場・子どもの自立支援事業など、子どもたちが関わる場は多様になっています。それぞれの場につながる子どもたちには、異なる特性・個性・背景があり、声のあげ方や表現の方法も違います。こうした多様な場にいる子どもたちの声を、居場所に関わる人たちや行政はどのように把握し、政策に活かしていくのか伺います。</p> <p>(2) 様々な場を設けているが、そこに繋がっていない子どもたち一人ひとりの声を、行政はどのような仕組みで聴き取りを行うのか伺う。</p>	